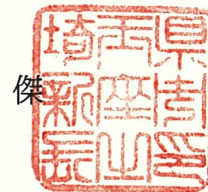


新座市告示第 303 号

新座市自転車等駐車場条例（昭和60年新座市条例第25号）第16条第1項の規定により撤去した自転車等を同条第2項の規定により、下記のとおり保管したので告示する。

令和 8 年 9 月 2 日

新座市長 並 木



記

- 1 自転車等を撤去した場所
志木駅南口地下自転車駐車場
新座駅南口地下自転車駐車場
- 2 保管した自転車等
別紙のとおり
- 3 保管台数
自転車 3 台
- 4 保管開始日
令和 8 年 8 月 3 日
令和 8 年 8 月 12 日
- 5 処分予定日
令和 8 年 12 月 25 日

放置自転車等撤去・保管一覧表

保管場所；東北二丁目放置自転車返還所

撤去区域	撤去日	番号	保管番号	種別	型式	車種	車体の色	車体記載の住所及び氏名	シール色	登録年	防犯登録番号	車体番号	告示日	処分予定日 (返還日)	所管警察
志木駅南口地下	8月3日	1	130	自転車		実用	黒赤				光ヶ丘D82177	STTHY05611			警視庁
新座駅南口地下	8月12日	4	175	自転車		軽快兼用	白			19	19181375-8	B8L51120			埼玉県警
新座駅南口地下	8月12日	5	176	自転車		実用	白			24	24198941-0	HT24A31022			埼玉県警